

○財務省告示第二百二十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年三月八日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年四月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 九回、第九十一回、第九十六回、 第九十九回、第一百回、第一百二回、 第一百七回及び第二百十回）及び 利付国庫債券（三十年）（第五 回、第六回、第八回、第九回、 第十二回、第十四回、第十五回、 第十七回、第十八回、第二十四 回、第二十八回及び第三十回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。			





(利付第三十六回) 国庫債券	(利付第三十五回) 国庫債券	(利付第二十二回) 国庫債券	(利付第二十七回) 国庫債券	(利付第二十二回) 国庫債券	(利付第二十二回) 国庫債券	(利付第二十九回) 国庫債券	(利付第二十九回) 国庫債券	(利付第二十一回) 国庫債券	(利付第二十九回) 国庫債券	(利付第二十八回) 国庫債券	名称及び記号
二・四%	二・二%	一・六%	二・一%	二・四%	二・二%	二・一%	二・一%	二・三%	二・二%	二・二%	利率(年)
平成十年四月十二日	平成五年四月二十三日	平成六年四月二十二日	平成十年四月二十日	平成六年四月二十日	平成三月二十四日	平成十年三月二十九日	平成六年三月二十九日	平成九年三月二十八日	平成六年三月二十八日	平成六年三月二十八日	償還期限
三百九十六億円	八十三億円	六十一億円	一億円	二百四十八億円	二十一億円	二百四十四億円	五億円	十億円	九億円	九億円	(発行額面金額)

(別表)

十八 元利金支 日本銀行

十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十三年三月八日

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・四%	二・五%	二・四%	二・一%	一・四%	一・八%
日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日	日平成三年五月二十一日
六億九千四百	四百八十億	二十七億	百一十億	二十億	四百四十二億	九十五億	十億	七十五億	二百六十四億